

「戦争」を忘れない

—恒久平和と憲法の使命を考える—

今年は、戦後 70 年の年である。戦争の惨禍への反省から「二度と戦争をしない」という恒久平和主義を理念とする日本国憲法が生まれた。だが、70 年という時が経ち、戦争の記憶は風化しつつあり、いつしか「平和」と「憲法」のあり方が議論されるようになっていく。今夏の「安全保障関連法案」の国会での審議は、まさにその表れであろう。

当会は今夏、『戦後 70 年～伝える』というテーマで、以下の企画を行った。

- 戦争写真展（7月14日～8月7日）
- 戦争資料展（8月7日終日）
- 中学生憲法ワークショップ（8月7日昼の部）
 - ・「戦争語り部」海老名香葉子さん講演
 - ・憲法サロン（中学生保護者等）
 - ・中学生グループディスカッション
- シンポジウム（8月7日夜の部）
 - ・平和コンサート（アンサンブル・フォウ・ユウ）
 - ・平山正剛会員、堀潤氏、小林節氏の各講演
及びパネルディスカッション

今回の特集では、これらの企画で伝えられた「戦争の現実」と「憲法の意味」を考察しながら、「安全保障関連法案」の何が問題かも検討していきたい。

（伊井 和彦，山内 一浩）

CONTENTS

- 1 海老名香葉子さんインタビュー
「私みたいな子どもを二度と作らないで」
- 2 戦後 70 年企画「中学生憲法ワークショップ」
グループディスカッション報告
- 3 「戦争写真展」及び「戦争資料展」の報告
- 4 8・7シンポジウム「伝える 平和と憲法の意味」
 - ・基調講演「体験的平和主義を語る」「戦争体験者の証言を語る」「立憲主義を語る」
 - ・トークコーナー
- 5 伊藤和子会員インタビュー
「世界の中の日本と憲法 9 条」
- 6 関東弁護士会連合会における憲法問題への取り組み
- 7 「安全保障関連法案」の憲法上の各問題点

*表紙裏に関連カラー写真掲載

1

海老名香葉子さんインタビュー

「私みたいな子どもを二度と作らないで」

8月7日の中学生憲法ワークショップは、応募で集まった中学生四十数名たちに戦争と平和について考えてもらおうという企画であったが、その冒頭、戦争の「語り部」として、海老名香葉子さんに戦争体験のご講演をいただいた。そのお話は、中学生のみならず保護者の皆さんや傍聴した弁護士たちも皆、深い感銘を受けるものであった。講演後のインタビューをお届けする。

（聞き手・構成：山内 一浩）

—— 海老名さんは、東京大空襲で、大切な家族をなくされましたね。

私は、国民学校5年生の昭和19年6月に沼津の叔母宅に疎開したのですが、翌年の3月9日夜半から10日にかけての東京大空襲で、本所（現墨田区立川）に住んでいた両親、2人の兄、祖母、弟、家族6人が火の中に消えていなくなりました。父の妹一家6人も全部亡くなりました。それ以外の親族も含めると、全部で18人が亡くなってしまいました。生き残ったのは、私と3番目の兄だけです。

—— ご遺体は見つかったのですか。

3番目の兄が焼跡を探して歩いたのですが、見つかりませんでした。私は敗戦から2カ月後に東京に戻って来て、ありとあらゆる所の死亡者名簿を夢中でめくって探しました。死亡者名簿には、真っ黒こげになって焼けただれちゃった人の名前なんか載るはずもない。それでも当時は、「もしかしたら」と、そんな思いで一生懸命死亡者名簿をめぐりました。でも、私の両親、兄弟誰も、とうとう出てこない。行方不明のままです。お骨を引き取って、手を合わせて拝むことができる人は遺族です。ですけど、私は、家族のお骨がどこにあるか分からないまま、遺族にもなっていません。

—— 弟さんは8歳下でしたね。

可愛い弟でした。目がぱっちりして、生まれたときに「こんなかわいいのか」と、初めて姉の気持ちを知りました。「こうちゃん、こうちゃん」といってみんな可愛がったんです。私が疎開するときには「ねえね」と言って、自分のおもちゃ箱から「ひょっとこ」のお面の絵が描いてある小さいメンコを1つくれたんです。私はうれしくて、服のポケットにメンコを入れ



えびな・かよこ エッセイスト、絵本作家。初代林家三平夫人。絵本や全国の講演等で、自身の戦争体験と平和の尊さを訴えている。私財と寄付で上野に「哀しみの東京大空襲」の慰霊碑と平和の母子像「時忘れじの塔」を建立。毎年3月9日に空襲犠牲者を慰霊する集いを開催。

て疎開しました。弟の生きた証しは何もないんです、写真も。骨の行方も分かりません。私が今も持っているメンコ1つだけが、生きていた証しなんです。こんな悲しいことってあるでしょうか。

—— 疎開するときは家族みんなで送り出してくれたそうですね。

兄たちが一升瓶に玄米のお米を半分くらい入れて、竹の棒でシャッシャッと突いて玄米を白くしてくれました。シャッシャッという音は、今でも耳から離れません。そのお米で久し振りにご飯を食べました。母は、お守りを首にかけてくれ、私の手をぎゅっと持って言ったんです。「香葉子、あなたは明るくて元気で強い子だから大丈夫よね。大丈夫よね」と何度も念を押すように。母の目からは涙がぼろぼろこぼれていました。そして、母が作った新しい防空ずきんをくれました。防空ずきんはみな黒っぽい色でしたが、中を開けたら、私の大好きなきれいな布が少し縫い付けてあったんです。母の優しい心遣いでした。

—— 疎開中はどんな生活をされていたのですか。

3日に一度家族から来る手紙が楽しみでした。学校では薙刀の練習をやりました。すぐに竹やり訓練に変わりました。敵が上陸したらいの一発で敵兵を竹



中学生憲法ワークショップで戦争体験について語る海老名さん

やりで打つんだと。国民学校5年生の女の子が、もう夢中で炎天下「えーい。突き、突き」と練習したんです。でも、夜になると本当に寂しくて、辛くて涙がこぼれました。東京の夜空に向かって「父ちゃん、父ちゃん」と叫びました。

——東京大空襲のことはどうやって知ったのですか。

3月9日夜、「退避、退避」という呼び掛けがあって、山の上に登りました。上の方で「東京の空が赤いぞー」という声が聞こえ、夢中で頂上近くまで登って見ましたら、暗い中で東京の方の空がぼーっと赤くなっていたんです。「えー、東京がやられているのかな」。無我夢中で手を合わせて、どうかみんなが無事でいますようにと心から祈りました。

翌日学校に行ったら、友達に「本所深川は全滅だってよ」と言われたんです。私の兄たちは大丈夫だと信じたい気持ちでしたが、手紙も来なくなって、「どうしてかな、みんなもしかしたら死んじゃったの。死んじゃったら私生きていられない」。そんな思いでいっぱいでした。

4日後、すぐ上の3番目の兄が沼津にやってきました。ぼろぼろに焼けただれて、麦畑でぼーっと立っていたんです。兄は、「香葉子。みんな死んじゃったんだ」とぼろぼろ泣いていました。焼けただれて唇はめくれていました。「ごめんね、香葉子。ごめんね。みんな死んじゃったんだ。いくら探してもいないんだ」と、あんなに元気で腕白な兄が、涙をぼろぼろ流して私に謝りました。私は、「きい兄ちゃん、頑張ったから偉かったじゃない」と言って、兄の背中をさすりしました。一晩抱き合って泣いたんです。

——ご家族が亡くなられたときはどんな様子だったんですか。

後で兄が話してくれました。家族が家に集まったときにはもう家に火がついていて、前も後ろも右も左も火の海で、何とか小学校に逃げたけれど、校門はもう焼死体が山のように積み重なって入れない。塀を乗り越えて校舎と塀の間に入ったんですが、熱風と火の塊が飛んでくる。そこで母は弟を胸に抱いて地面に突っ伏したそうです。その上から父が覆いかぶさり、3人の兄がそばに寄り、おばあちゃんを真ん中にしてみんなが固まったそうです。3番目の兄は、父が「あそこから逃げろ」と言った学校の窓から夢中で逃げたそうですが、後の記憶はまったくないんです。

——海老名さんは沼津から石川県の穴水に移り、その後東京に戻られたんですね。

穴水ではお友達や村の人たちが本当によくしてくれました。ところが、敗戦の日に玉音放送が流れたら、一緒に疎開していた叔母さんに、「香葉ちゃんの父ちゃんも母ちゃんも犬死にしちゃったね」と。「お国のために死んだんだ」、そう思いたかったのに「犬死にしちゃったね」と言われ、子どもながらにむなしさ、悔しさがこみ上げて来て、川へ行ったら呆然としていました。その2カ月後、叔母さんから「悪いけど東京の大きな叔母さんのところへ行っちゃおうだい」と言われ、東京へ帰ることになりました。

——東京に戻ってからの生活はどうでしたか。

東京へ着いたらびっくりしました。一面が焼け野原。ここでどうやって暮らしていくんだろうと。私が身を寄せた大きい叔母さんの家は、焼けたトタンで囲ったやっとな雨風がしのげる2畳くらいのところでした。大きい叔母さんは、「何であんたみたいな子が生き残ったの。あんたが死んでくれれば本当によかったのに」と面と向かって言うんです。仕方なく、叔母さんの

家を出て、元の自分の家の焼け跡に行きました。焼け跡で、1人で生きていこう、そう思ったのです。

闇市でふすま粉という麦の外側の赤茶色の皮の粉を買ってきて、拾ってきたお鍋で煮て食べました。春になって雑草が生えてきたときはうれしかったです。ハコベだとかアカザとかを摘んで、お砂糖も塩も何もなくて味もしないんですが、それをすすって空腹を凌ぎました。菌なんか磨くどころじゃありません。顔を洗ってから、指でこするだけ。よくぞ生きてきたな、そう思います。子守をすれば新制中学へ行かせてくださる家がありまして、子守をしながら時々は中学へ行きました。でも、その家も限界を悟り、その後は転々とする身でした。16歳の時に、「生きていて良かったね!!」と3代目三遊亭金馬師匠に引き取られるまで、毎日が生きるための戦いでした。

——戦争が終わってからも大変な思いをされたのですね。

親のいない子は本当に悲しい。お国からおにぎり1つ、かんぱん1缶貰えません。遺族じゃない。遺児の証明を貰っていない。ですから、自分一人で生きてきました。紙も鉛筆も欲しくない。それよりも食べるものが欲しい。そんな生き方をしてきました。でも悪いことだけはしませんでした。戦争は本当に辛いものです。戦後の焼け野原は、こんな悲惨なことがあるだろうか、こんな無残なことがあるだろうかと思うほど地獄でした。でも、父や母のことをいつも思い出して、何げない日常のことが本当に宝物のように私の胸にあったので、何とか生きて来られました。

——海老名さんは2つの碑を建立されていますね。どういう思いからですか。

「哀しみの東京大空襲」の慰霊碑（台東区・寛永寺＝写真左）と、上野公園の平和の母子像「時忘れじの塔」

塔」（写真右）です。2時間の空襲で亡くなった10万余人の方々を供養するため、次の世代に戦争の恐ろしさを伝えるため、そして戦争が二度と起きないように、私のような子どもが二度と出ないように、そんな願いを込めて建立しました。

私は、普段は母に言われたように笑顔でいます。でも、戦争はいけない、恐ろしい。戦争ほど無残、悲惨なものはない、愚かなものはないということを、言うべきときはきちんと言わなければならないと思っています。

——今、国会で審議されている新安全保障法案についてどのようにお考えですか。

憲法9条の戦争放棄は、とても大切なものです。私は、自衛隊が悪いとは思いません。災害救助の際の活躍には本当に感動します。自衛隊が自分の国を守ってくれるのなら、ありがたい、大賛成です。ですけど、武器を持って他国に出ていく、海外に出ていく、これはもう絶対にあってはならないと思っています。世界中の人たちが、手を握り合っていく平和を願って祈り続けております。



慰霊碑「哀しみの東京大空襲」



平和の母子像「時忘れじの塔」

戦後70年企画「中学生憲法ワークショップ」 グループディスカッション報告

法教育センター運営委員会副委員長 杉村 亜紀子 (55 期)

「戦争」を忘れない
— 恒久平和と憲法の使命を考える —

8月7日の「中学生憲法ワークショップ」では、海老名香葉子さんの「戦争体験」のお話を伺い、早稲田大学水島朝穂教授の解説で戦争資料展を見学した後、子どもたち40名（小学生3名含む）と弁護士11名が7グループに分かれ、グループディスカッションを行いました。

まず、海老名さんのお話や戦争資料展についての感想を、グループ内で共有しました。子どもたちは、家族が離れ離れになり、大切な人を亡くしてしまったことがとても辛く、悲しかったと話してくれました。

感想を共有した後は、戦争が子どもたちから何を奪っていたのかを、具体的に検討しました。戦争の被害と犠牲は、戦場での兵士だけでなく、空襲等で一般国民の命や財産にも及んだこと。それだけでなく、家族と一緒に暮らせなくなり、食べ物にも不自由し、子どもたちは自由に遊ぶことも学校での勉強もままならなかったことなど、戦争が人権侵害の塊であることを確認しました。

そこで、次は、どうして戦争が起こったのかをみんなで考えました。軍隊があって、軍人は戦争をしたと考えていたという意見、国の利益を得るためだという意見。アジア太平洋戦争の歴史にも触れ、戦争

の犠牲者は日本以外にもたくさんいたことも学び、大日本帝国憲法と日本国憲法の対照表を見ながら、戦時中の国の仕組みも学びました。

その上で、これから戦争が起きないようにするにはどうすればよいのかをみんなで考えました。「一部の人が国を支配して国を動かすのではなく、国民みんなで決めればよい」、「全国民で話し合うのは難しいから代表を選ぼう、選挙をしよう」「選挙も、例えばお金持ちなど一部の人のみではいけない、色々な意見の人が選んだ方がよい」といった意見も出て、現在の選挙制度や国会についても確認しました。でも、国会議員は、国民の代表だからといって、勝手に自由に何でも決めてよいのだろうか、憲法尊重擁護義務の条文を確認しながら、憲法が国民を縛るものではなく、国家権力を制限するものであることを学びました。また、平和が大切だということ、戦争をしないと決めることも大事だという話にもなり、平和的生存権や平和主義を、憲法の前文や9条で確認しました。

総括では、みんなの意見を振り返りながら、その憲法的意味合いを確認していきました。国民みんなで決めることが国民主権であること、憲法が国民の人権を守り、国家権力を縛ることが立憲主義であることなどを確認しました。

ディスカッションでは、あと4年ほどで自分たちに選挙権が認められることに気づいた子どもたちが、どうしようと戸惑っていました。自分できちんと判断し、投票するためには、これからたくさんのことを学び、考え、決めなければならないねと言いながら、こうやって戦争を伝え、憲法について自由に話ができる平和のありがたさ、未来の主権者を育てることの大切さ、それに携わり、共に学べる楽しさを満喫した一日でした。



グループディスカッションの様子

3

「戦争写真展」及び「戦争資料展」の報告

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

写真展「伝える～戦争と平和～」

読売新聞社，毎日新聞社，共同通信社，日本放送協会の協力で，2015年7月14日（火）～8月7日（金），弁護士会館1階ロビーで戦争を知る写真展を開催した。

展示では，東京大空襲の被害が中心となり，東京が炎上し職場と住まいを失った人々の姿に，目を留める弁護士や来客の姿が多く見られた。また，満州の花嫁を目指す女性たち，軍事色の強い運動会，東條首相に称えられる戦死者の妻など国民が侵略戦争に協力する姿は，始まってしまった戦争に一般市民が抵抗する難しさを示すものでもあった。

戦後部分は，国会議事堂前が麦畑となった特撮のような写真の他，投票所で赤子を抱いた女性が投票する姿や，女性議員が国会に登壇する姿が印象的であった。配給を受ける姿やヤミ市のバラックの風景も，人々の顔には力強さと希望があふれていた。

長期間の展示により，写真展に足を運んだ市民及び弁護士は合計1794名を数えた。最後に，写真提供をいただいた各社と，会館1階ロビー貸出に協力いただいた会館運営委員会には御礼申し上げたい。



写真展の様子

資料展「戦争資料展」(*表紙裏にカラー写真掲載)

大田区平和のための戦争資料展実行委員会（以下「実行委員会」という）と早稲田大学水島朝穂教授の資料提供を受け，2015年8月7日（金）9時～19時，弁護士会館2階クレオにおいて戦争資料展を開催した。



戦争資料展で解説する水島教授(左から2人目)

実行委員会からは，戦前の少年雑誌の兵器ポスター，満州国紙幣，配給切符，千人針や慰問袋，国民服，軍事教練用木銃など，主に戦前戦中の生活を示す品約130点を展示した。空襲関係では東京横浜被災地図，焼夷弾，原爆被災瓦を展示した。

水島教授のコレクションからは，国民を戦争に動員した防空法，隣組関連資料の他，自宅塀の機銃掃射痕，防空訓練用ガスマスクと鉄帽，灯火覆い，焼夷弾，米軍伝単など約70点の提供を受けた。陸軍省監修「国民防空図譜」，内務省推薦「防空絵とき」は全頁デジタル化プリントし館内に展示した。また，内務省の防空宣伝映画と共に水島教授解説の青森空襲のニュース映像を会場で放映した。

来場者に満州事変以後の国民生活を肌で感じてもらうため，時系列を意識して淡々と資料を展示するよう心掛けた。しかし，空襲の脅威を強調し，恐怖で国民に戦争協力を義務付ける宣伝文書に囲まれた展示室には，軍国主義の重苦しい空気が流れ，色あせた国民生活を示す資料とともに，戦争をする国がどんなものを図らずも示すこととなった。

資料展の来場者は，平日にもかかわらず，親子企画含めて388名を数えた。来場者には非常に好評で，「中立的でよかった」，「来年も開催して欲しい」との言葉をいただき，1日だけの開催が惜しまれた。

最後に，貴重な資料を快く貸出しいただいた実行委員会と水島教授には，重ねて御礼申し上げたい。

4

8・7 シンポジウム
「伝える 平和と憲法の意味」

当会の戦後 70 年企画シンポジウム「伝える 平和と憲法の意味」では、平山正剛会員（元日本弁護士連合会会長、元当代会長）、堀潤氏（フリージャーナリスト、元 NHK アナウンサー）、小林節氏（慶應義塾大学名誉教授）をゲストに迎え、それぞれの立場からの基調講演をお願いし、その後に 3 人のゲストの方々とのトークコーナーが行われた。スペースの関係で全てをお伝えすることはできないが、その要約をご紹介します。なお、シンポジウムには 340 名超の参加があった。

（構成：山内 一浩、伊井 和彦）

基調講演

「体験的平和主義を語る」



平山 正剛 会員

私は、小学校 5 年生で終戦を迎えました。その意味で、自分は「体験的平和主義者」です。東弁会長、日弁連会長をしましたが、常に憲法 9 条を堅持しなければならない

と述べてきました。

2 人の兄が志願兵で戦争に行きましたが、長兄はミッドウェー海戦で、次兄はフィリピン沖海戦で戦死しました。帰ってきた遺骨箱の中に骨は入っていませんでした。母はとても嘆き悲しみました。

母は、「再び戦争のある社会には絶対にいけない」と常々言っていました。私が高校進学を迷っていたときも、大学進学で上京するときも、「勉強して、兄とは別の方向で、平和のために尽くすように」「絶対戦争を起こしてはいけない」と言っていました。私は、2 人の兄の戦死と母の言葉を結びつけて、これまで生きてきました。

戦時中、私も兄たちを見て、志願兵として戦争に

行きたいと思っていました。当時の若者は皆そうでしたが、それが怖い。戦争に行って頑張る国のために死のう、そういう雰囲気を持っている社会が一番怖いのです。だから、戦争の実態をよく知っている者が、戦争体験のない世代に語り継いでいかないと、戦争がいかに残酷なものかを語っていかないといけない。

5 つのことを考えていただきたい。①憲法の生まれ、成り立ちについて。押し付け憲法という議論があるが、私は間違いだと思います。②戦後 70 年のなかで、9 条が果たした役割。平和が維持できたのは、9 条があったからこそではないか。③戦後 70 年、唯一の被爆国として核に汚れずに美しい国を維持してきたこと。④9 条を改正したら、わが国は平和の旗を降ろすことになるか。近隣諸国の平和国家への信頼が崩れないか。⑤世界に類例をみない、先駆的な平和憲法としての評価を失ってよいのか。

「論語」に「徳は孤ならず、必ず隣あり」という言葉があります。少なくともあと 30 年は、憲法 9 条を堅持していくべきだと考えています。そうすれば、日本の「徳」が近隣諸国に理解され、信頼関係が築かれます。新安保法案についてはあらゆる角度から慎重に、徹底的に議論すべきです。



平和コンサート

基調講演に先立ち、弁護士を中心とする法曹関係者で結成された管弦楽団「アンサンブル・フォウ・ユウ」とソプラノ歌手中川美和さんをお招きした平和コンサートが行われ、満員の会場から盛大な拍手を受けていた。

「戦争体験者の証言を語る」



堀 潤 氏

私は仲間とともに「みんなの戦争証言アーカイブス」(<http://true-stories.jp/>)というサイトを開設しています。戦争体験者はすでに80歳、90歳になっています。

太平洋戦争だけが突出して特別な時間であったのではなく、歴史はずっと続いています。今、太平洋戦争直前の社会の状況、揺らぎのような変化を伝えることが大事じゃないかと思うのです。

先日亡くなった俳優の加藤武さんからお話を伺いました。加藤さんは「戦争を知らない世代なんていうのはおかしい。今も世界中で戦争はある。誰も目を向けていないだけだ」と、机をドンと叩きながらお話しされていました。取材してみると、皆さん開戦前には「政治の話はしなかった。職場で話したらレッテル貼られちゃうし。自分のことで精一杯だった」,[「そうしているうちに戦争になり空襲が来た」とおっしゃいます。今世界中で起きている戦争と私たちがいつ結び付くか分からないことを伝えたい。

アーカイブスでは、多くの方のインタビュー動画を掲載しています。(ここで「みんなの戦争証言アーカイブス」の一部を会場で放映) 人間魚雷「回天」の乗組員だった方は、中学生のときに「西部戦線異状なし」を読んで戦争の不条理さを知っていながら、いざ戦争が始まったら、どう家族を守るか、どう戦い続けるかを考えたと言います。「まだ大丈夫だろう」と思っているうちに、事態はどんどん進行し、気付いたときには戦争に。そして、犠牲になるのは一般市民。国民向けのプロパガンダを遂行したのがナチスドイツであり戦前の日本でした。

100歳になる元朝日新聞の従軍記者の方に「国からの締め付けは強かったでしょう?」と聞きましたら、その方は「違う、軍は黙って見ているだけだった。新聞社自身が、社内に3つの検閲機関を作った。国に文句を言われぬよう自分たちで検閲し自主規制した」とおっしゃいました。皆生活を失いたくないからです。「こんな戦争おかしい」と思っていた方が、いざ開戦してしまうと特攻隊に志願してしまう。今、私たちの市民社会がどうあるべきかを問い直しながら、議論の輪を広げていくことが一番平和に貢献する活動じゃないかと思います。

「立憲主義を語る」



小林 節 氏

立憲主義は難しいことではありません。「憲法を守れ」ということです。自分が自分らしく生きる。これが人権の本質です。どんな服を着てどんな髪型にするか、

それがまさに表現の自由です。すべての人が自分らしくあることを保障し合う世界が、人権が保障された世界です。

今は、「いつか来た道」であることに気付かないといけません。安倍政権は、憲法9条に反する新安法案を衆議院で強行採決しました。それに対して皆さんは、「世論で廃案に追い込もう」と言っている。それは正論です。でも、仮に世論で廃案に追い込めなくても、諦めないで欲しい。長丁場の取組みにな

ります。

小泉政権のときイラクとアフガン、2つの特別措置法で自衛隊は海外に行って瞬間的に例外的に憲法違反をしました。しかし、今度の法律は、少しだけ、例外的ではなく、恒久的に憲法違反をするものです。大事なのは、憲法9条2項に軍隊は持たない、交戦権は行使しないと書いてあることです。同じ艦船でも、自衛隊と海軍は違います。陸上自衛隊も第2警察に過ぎません。日本は、9条2項のお蔭で、国家として戦争できない。これで、日本は戦後70年間、平和に過ぎてこられたのです。確かに、他国が日本に攻めてくることはあり得ることです。だから、それに備えて第2警察として警察予備隊、その後は自衛隊を作って日本を守るようにしましたが、日本の領域外で

他国に交戦権を行使することは、憲法上ありえないのです。

ところが、安倍政権は、存立危機事態で自衛隊が海外に出て集団的自衛権を行使できるようにしようとしている。安倍首相は、「私が合理的、客観的に総合的に判断する」と言いますが、それは「とにかく私に任せなさい」ということで、とても危険です。最近安倍首相は、ホルムズ海峡の掃海に自衛隊を派遣するとは言わなくなり、今は日本海への隣国軍隊の進出を言い出しました。しかし、これは個別的自衛権で対処可能なので、新安保法制定の理由にはなりません。

事態は深刻です。でも、政権再交代があればケリは着くのです。

ゲスト3名によるトークコーナー

伊井：本日の進行役の、憲法問題対策センター委員長代行の伊井和彦です。ゲストの皆さんの貴重なご講演を伺ったわけですが、ここからは、今のご講演で話された内容も含めて、私の方から皆さんそれぞれに、もう少しお話を伺ってまいります。なお、本日は敬称を「さん」付けで統一させていただきます。

まず、平山さん。先ほどの堀さんの講演で、あの時代の人たちも普段は普通の生活をしていて、ある日突然戦争だったんだと気が付き、当然のように戦争を受け入れていったというような話がありました。平山さんは、終戦の時は小学校5年生

だったそうですが、戦争中、日々の中でどのような時に戦争を感じておられたのでしょうか。

平山：私自身は、当時は兄2人が志願兵で行っていて、自分も大きくなったらぜひ戦争に行きたいと思っていました。それはやはり、戦争というものが我が国にとっては大変な立派なことなのだというふうに、理解していたのだと思います。

国を先に考えて、自分たちというようなことを考えない時代でした、少年であっても。ですから、自分も志として、ぜひ兄たちと同じように行こうと思っていたのです。

ただ、私とは違って、やっぱり母は、これは絶対

いけないことなのだと考えていたと思いますね。よく勉強もしておりましたので。しかし、それを言えない時代だった。兄たちの戦死に遭って母が悲しむのを見るまでは、私も大きくなったらやっぱり行こうと思っていた、それは事実ですね。

伊井：そういうふうにお国のために働くのが当然だと思っていた当時の少年少女が、終戦になって、価値観が180度変わりましたよね。その突然価値観が180度変わったときに、平山さんのような少年たちは、それをどう受け止めたのですか。

平山：終戦になり、母の気持ちもよく分かる年頃に成長してきて、なるほど、これはやっぱり母の考えが正しかったなというふうにしたというのが率直でしょうね。これはいけないことなのだと。戦争にいいものはありませんよ、絶対ね。成長するにしたがって、特に新憲法の下で私は中学1年としてスタートしたのですが、これはやっぱり間違っていたなというふうに思うようになったということです。

伊井：当時、昭和21年に今の新憲法ができたわけですが、180度価値観が変わって、わずか1年ちょっとで新しい憲法ができて、当時の大人たちは、学校の先生にしても親にしても、新しい憲法に対しては、どんな思いを本音で持っていたのでしょうか。

平山：そうですね。一人一人お聞きしたことはないのですが、例えば小学校のときの先生には傷痍軍人と言われる方もおられたのですが、その先生方も含めて、私の知っている大人の中では、やはり新しい憲法のようにでなきゃいけないというふうに理解していた気がしますね。大人は、戦争中から戦争がどういうものかを、内心においては分かっているながらやっていたのかなと。私の推測ですよ。

うちの母はものすごく喜びましたけれども、ほかのそういう先生方も、こんな憲法をつくってけしからんという人は、私の周りにはいませんでしたね。

伊井：戦後70年間、確かに日本の軍隊や日本の部隊が外に出て行って戦争をして人を殺したりはしてなかったわけですが、ただ、昭和25年の朝鮮戦争をきっかけに、警察予備隊ができ、海上警備隊ができ、やがて保安隊になって、今の自衛隊になりました。

また、日米安全保障条約の下で、アメリカ軍の基地が日本国内にあり、ベトナム戦争のときには沖縄から爆撃機が飛んでいた、それも事実です。平和を享受する中で、そういうふうが変わっていく日本を、平山さんはどんなお気持ちで見ておられましたか。

平山：私自身は、憲法9条がだんだん力を失いつつあるような心配をいたしましたね。これじゃいけないということをずっと考えてきました。特に、沖縄に基地ができて、そこから外国へ米軍が出発していくという中で、沖縄の方々にも申し訳ないという思いが強かったことは今も覚えておりますね。しかし、それをどう表現して、どういうことをやればいいのか、自分で積極的に何かできたかという、何もできなかったという状態だったように思いますね。

伊井：率直なお話、ありがとうございます。平山さんだけでなく、当時は多くの人々が同じだったのではないかなと思います。

次に、堀さんにお聞きします。堀さんは昭和52年生まれ、まだ30代ですよ。おそらく、堀さんのご両親も戦争を知らない世代だと思うのですが、その堀さんが、戦争体験者の証言を映像で後世に



残そうと思われたのは、こういったことからなのでしょうか。

堀： 僕は子どもの頃から、8月になると、NHKだけでなく民放も含めて、戦争の証言を聞くという番組がありました。学校の夏休み自由研究や子ども会の集まりなどでも、戦争について考える機会が結構多くて、少年にとって太平洋戦争というのは、やはり特別な存在だと。特に原爆というものについては、非常に恐ろしさも感じていました。

NHKに入って、戦争の証言を集める取材もしてきましたけど、全てが伝えられないというジレンマがずっとありました。お一人の話で3時間特番なんていうことは、まずありません。でも、どうしてもいろいろな人たちのストーリーを伝えたいと思ったんです。

私たちは、あの時代を語る時、「当時の人たちは」とか「戦争は」とか「日本は」とか、比較的大きな主語で語ることが多いじゃないですか。実際には、お一人お一人が置かれている状況は全く違ったわけで、お一人お一人がそこで考えていたことや意見というのも多様なわけです。しかし、どうしても私たちは大きな主語で問題をとらえてしまう。

戦争の体験は、今伺えるご存命の方々のお話は一つ一つが非常に貴重なのですが、それを将校の立場で語るのか、一兵士として語るのか、少年の目で語るのか、もしくは中央にいる人なのか、地域にいる人なのか、外地にいる人なのかによっても、まったく異なる。

沖縄県の元知事の90歳の太田昌秀知事に、2カ月前に、「当時の沖縄の子どもたちはどのように戦争を見ていたのでしょうか」とお聞きしたのですが、太田さんのお答えは、「沖縄は純粹培養だった

のでね」というものでした。東京にいれば、神田の古本屋などで戦時下でもいろいろな本も手に入ったでしょうが、当時沖縄では、体制にとって都合がよくない書籍は港で全て廃棄されていて、沖縄にいる子どもたちは本当に当時純粹培養だったんですよと。だから、天皇陛下のために死ぬ、お国のために命を散らすということは幸せなことなんだと、そういった状況が集団自決であったり、ひめゆり部隊の悲劇であったり、そういったことにもつながっていくわけだと聞きました。

このように、聞く場所、聞く世代、聞く立場の方によって、戦争体験やお国とか天皇とかアメリカとか、そういうキーワードを1つとっても、まったく異なった見方をしている。それがすべて複合的に重なり合って1つの時代というのを作っている。それで、1つの判断というものを形成していくということですから、やはり非常に丁寧に、小さい主語で語れるような、私たちであれば取材、皆さんであれば捉え方とか耳の傾け方とか、そういうことが非常に大事なんじゃないかなと。そういうことをやりたいという取組みです。

伊井： 逆に、今の若い世代、例えば30代や40代の人たち、特に政治家の中には、「平和のための武力行使」ということに肯定的な人も多いように思うのですが、彼らの本音を聞くようなことは、これまでマスコミでは行われてこなかったのでしょうか。

堀： 特にテレビマスコミですけれども、選挙期間中に政治の話はできないんですね。公正中立を保たなくてはいけないということで。ですから政見放送、非常に無味乾燥な、全員同じ背景で同じ秒数で語る。もしくはニュース番組の中で有力政党を中心に、均等配分で秒数を区切って放送するぐらい



のことしかやれてないんですね。

公平中立とは何かと問われたときに、両論併記が果たして公平中立なのかということも考えなくてはいけないと思っています。やっぱり、現場の一人一人の声を丁寧に上げることも必要ですし、大きな政党の陰に隠れてなかなか聞こえてこない地場の候補者たちの声というのも取り上げるべきだし、公平中立の観点というのを少し整理して、みんなでコンセンサスを取るような議論をまずやってみた方がいいと、僕はいつも思っています。

先日、小林節先生も参加されましたが、高校生と国会議員たちが語り合う催しが衆議院議員会館で開かれました。僕はメディアリテラシーの担当のグループでオブザーバー的に入ったんですけれども、高校生たちに、「中立って何かな」と聞いたんですね。そうしたらすごく未来を感じたのは、「極論を知ることです」という答えが来たんです。これは見事だなと思いました。また、「議論を続けることです」と言うんです。素晴らしいなと思いました。世の中があまり良くない方向に向かっているように思える状況の中で、僕らのような世代が、若い世代の人たちと一緒に考えて議論してアイデアをもらおうという、そういうことが必要だろうなということを本当に強く感じました。

伊井：次に小林さんにお伺いします。小林さんは外国人記者クラブで会見されたとき、国会議員のところに行って一生懸命立憲主義を説明しても、なかなか理解してくれないとお話されました。どうして政治家、特に権力を握った人たちはこの立憲主義という言葉、立憲主義というものを批判というか、避けたがるのでしょうか。

小林：36年前から同じ質問に自民党に攻められていました。自民党の勉強会に行くと、「どうして俺た

ち政治家とか権力者だけが憲法を守らなきゃいけないわけ？」と聞かれて、「いや、憲法ってそういうものですよ」と。すると、「一般国民は憲法を守らなくていいの」と聞くので、「憲法というのは国民大衆の意思として政治家をはじめとして権力者を縛るもの」と、押し問答。自民党の憲法改正草案は、「政治家以下の公務員は憲法を守らなきゃいけない」という現行憲法から、「日本国民は全員憲法を守りなさい」というものにするという話。そうすると、「俺たち政治家は守っているよ、でも一般国民は守ってないじゃない」と彼らが我々を採点する立場になるんですね。まったくアウトなんですけど。

なぜそうなったかと言うと、彼らは世襲議員が多く、つまり家業ですから生まれが違うんです、初めから。回りの者が全部言わなくてもちゃんと分かってくれてやってくれる。それでかつ経済感覚も違う。そういう世襲議員が過半数を超えて、そうすると「権力は自分たちのもの、下々に何でとやかく言われなきゃならないんだ」となるんですね。

伊井：ここから小林さんにちょっと意地悪な質問をします。3週間ほど前に、ある弁護士の団体の夏季合宿がありまして、そこに小林さんにも来ていただいてお話を聞いたのですが、その時の司会者が小林さんに向かって「先生は憲法を改正すれば集団的自衛権をお認めになる立場ですよ」と質問したところ、小林さんが「2年前まではそうでしたが、私は説を変えました」と明言されました。小林さんが、集団的自衛権について2年前に考え方を変えたのは何故なのか、どういうふうに変えたのか、教えていただけませんか。

小林：はい。集団的自衛権というのは、世界が今



200 ぐらいの国がある中で、要するに縄張り、派閥に分かれてけんかしているとき、うちの親分はアメリカだからアメリカが戦争したら押っ取り刀で駆けつけて助けなくちゃと、そういうものなんです。

そうやって派閥争いの恨みを重ねていると、「こっちは誰々がやられた」「いや、こっちこそ誰々をやられた」と、お互いに言い分が出ちゃいます。日本は、幸い日本国憲法9条のおかげで、アメリカ親分からいろいろ言われても、「あなたがくれた憲法のおかげで私たちお手助けできないんです。ですから300以上の米軍基地を年に二千何百億円も出してホスティングしますから、これで勘弁を」と逃げてきたんですね。その結果、日本は世界の派閥争いの恨みを買わずに、無所属、経済大国、文明大国、感じのいい人で存在してきた。

この70年の歴史を評価して、私は考え方を変えたのです。私も、日々努力して、成長しているんです。以上です。

伊井：集团的自衛権の議論においては、いわゆる中国脅威論、北朝鮮脅威論が盛んに喧伝されています。実は弁護士の中にも、「中国や北朝鮮がいる以上、憲法改正しても集团的自衛権や自衛隊の強化は必要だ」と言う人たちが最近わりと多いんです。それは一般人も同じだと思うのですが、この論法に対してはどう答えれば良いのでしょうか。

小林：北朝鮮の脅威と言われますけれども、北朝鮮はやるぞやるぞと言っているうちが華で、1発でもテポドン日本の施設にぶついたら、その瞬間から日米安保が発動して、2週間以内に北朝鮮はアメリカに占領されちゃうと思います、僕は。そういうシミュレーションをアメリカで研究中に見ました。だから、テポドンとか使えないんです。煩わしい

けど、黙って見つめていればいいんですよ。

それから中国ですが、いまだかつて、武力で身を守っているところに出ていったことはない。中国は、国が1949年にできたときの領土の3倍の土地を持っていますが、内モンゴルとウイグルとチベットは、非武装地帯に中国軍がどどどと入っていったんです。他方、ベトナムに入っていた時は追い返された。台湾だって、がっちり米台で守っていますから入ってこれられない。日本も、日米安保条約で自衛隊ががっちり守っていますから入ってこれません。中国が尖閣諸島の目の前で騒いでいるのは70年間ずっと同じで、大して状況は変化していませんし、入ってこれられないということなんです。日本という国は、すごい文明国で経済力があって技術力がある。アメリカだって2000億円以上の金を毎年出して300もの基地をホスティングしてくれる日本を失ったら大義を失うんですよ。だから絶対にアメリカは日本にちょっかいを出すものがあったら守ってくれるんです。

そんなわけで、煩わしいですけど、何事も起きません。政府は今回、自分たちの違憲な戦争法案を通すために、やたら脅威を拡大して言っていますが、ガス田や油田なんて中国は昔からやっていて変わらないのに、最近になって急に映像を出したりしてね。情報統制に惑わされないでください。「北朝鮮や中国が怖いだろう、憲法を守って国が滅んでどうするんだ」などと僕なんか言われますけど、今と同じ説明を返すことにしています。

伊井：今日のシンポジウム、テーマは「伝える」という言葉でやっております。最後に、今この平和な日本を守っていくために、若い世代や、今日お越しの聴衆の皆さんに対して、「何を伝えたいか」を、ゲストの皆さんから一言ずついただきたいと

思います。

平山：私はやっぱり戦争の恐ろしさをお伝えしたいですね。昨日、広島の平和記念式典がありましたけれども、原爆の被害者の方々の実態が、戦争の恐ろしさを端的に示しているんじゃないでしょうか。これをやっぱり我々はしっかり受け止めて、絶対戦争してはいけないと。

戦争は、常に「自国防衛」の名の下に行われます。しかし、歴史的に検討してみると、全面的に肯定できる戦争などありません。戦争は、国民の基本的人権が国家の利益の犠牲になる最たるものであり、絶対に繰り返してはなりません。時代背景的にも、戦争も陸海の問題ではなく宇宙空間の武器使用の勝負になりつつあり、もはや戦争が起これば互いに全滅の危機となり、戦争での紛争解決は不可能です。日頃から紛争を起こさないように、外交努力に全力をあげ、信頼関係や友好関係の構築に全力を尽くすべきです。万一、紛争が起きた場合は、「法の支配」の大原則に従い、国際的な機関による法的手続によって、平和裏に解決すべきです。

そのことを、お伝えしたいと思いますね。

堀：そうですね。僕は、公共の福祉という考え方をきちんと皆さんでシェアをするということが続けたと思っています。自民党憲法改正草案でも、公共の福祉というものは削られて文言がなくなっています。公共放送出身だからというのがありますが、公共スペースで互いに人権を侵害し合わない、その考え方はとても大事だと思うんですね。

逆に、私たちが保障された自由というのは、誰かが人権が侵害されようとしたときに、私たちの自由を思う存分使ってその人の人権を守るんだという、互いの空間が公共空間、公共の福祉ですよ

ね。そして、人権侵害の究極的な状況が戦争ですよ。私たちが持っている自由は、誰のためにあるのかということ、きちんと伝えて、あなたが持っている自由はあなたが誰かが困ったときに目いっぱい使えるんだよ。そういう自由をきちんとみんなで守ろうねという、そういうメッセージが僕としてはこれから次の世代のみんなと共に大切にしていきたいなど。不断の努力でずっと日本が守ってきたわけですからね。

小林：私たち一人一人は、縁あってこうして生まれて死ぬまで生きています。生きている目標は、それぞれ幸福になることだと思います。そのために国家機関があって、権力は私たちの幸福追求を支えるサービス機関であるはず。これはアメリカの独立宣言ですが、でも、権力は人間が担うから、つい私利私欲で誤作動しかねないこともあります。だからこそ、憲法という道具を使って、国民が権力者を管理する位置関係にあるのです。間違っても、自民党の御用学者が言っているように、権力者が憲法を使いこなして我々国民を躰けるなどというばかなことを言わしてはいけない。言われたら、怒らなければいけない。理不尽なことに怒る。怒れる力が正義感だと、私は幼いころ習ったんですけどね。それを若い世代に伝え続けたいと思います。

伊井：ありがとうございます。今日お出でいただいた皆様も、これを機会に今日のテーマの「伝える～平和と憲法の意味」、これを今一度お考えただいて、近い人たちに、また若い世代に、皆様からも伝えていただきたいと思います。最後に3名のパネラーの皆さんにもう一度盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございます。

伊藤和子会員インタビュー 「世界の中の日本と憲法9条」

日本発の国際人権 NGO の発足に関わり、世界の人権問題解決のために活動する中で世界の様々な人々との交流をされてきた伊藤和子会員に、ご自分の経験の中で感じた「世界の中の日本」を語っていただいた。その経験から、憲法9条を持つ日本の今後のあり方を皆さんとともに考えたい。

(聞き手・構成：山内 一浩)

—— イラク戦争中の2004年4月、イラク戦争によって親を亡くしたストリートチルドレンの支援をしていた高遠菜穂子さんら3人が、ファルージャの武装勢力によって人質にされるという事件が発生しました。伊藤さんは高遠さんらのサポートをされていましたね。

私は、当時イラク戦争で使われた劣化ウラン弾の問題が非常に深刻だと思い、その関係で市民の方々と一緒に活動していたのですが、その中に高遠さんと一緒に拘束された今井紀明さんがいました。イラクの人たちを助けるために行った人たちを見殺しにしていけないと思って、ご本人やご家族のサポートに入りました。

—— 高遠さんたちは、拘束から9日後に無事解放されました。高遠さんたちはどうして解放されたのでしょうか。

当時、高遠さんの支援活動を知っていたイラク人が、命の危険も顧みず宗教指導者に会いに行き、「彼女たちは日本政府とは違う、イラク人のために活動をしている彼女を殺してはいけない」と説得し、結果的に宗教指導者が3人を釈放せよという命令を出してくれました。高遠さん自身も、犯人グループに憲法9条のこと、平和の精神について論じ、「自分の国が侵略されたあなたたちの怒りはわかる。でもそれを解決する方法として武器を取るやり方をしてしまったら、敵と変わらない」と。「武力に頼らないでイラクに平和を再建する方法はあるはずだ」と言って説得したそうです。



いとう・かずこ 1994年弁護士登録。2004年に日弁連推薦でニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学。国連人権小委員会インターン、ニューヨーク人権NGO国際協力弁護士などを経て帰国。2006年、日本発の国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」(Human Rights Now)の発足に関わり、以後事務局長として活動。日弁連及び当会の両性の平等に関する委員会委員長等を歴任。人権活動を綴った最近の著書に「人権は国境を越えて」(岩波ジュニア新書)。

—— 高遠さんが憲法9条で犯人グループを説得したとは驚きました。

そうですね。高遠さんが帰国して会ったとたん憲法9条に何度も言及するので驚きました。9条に生かされたという想いがあったのでしょうか。

—— でも、イラク戦争には自衛隊も後方支援ということで派遣されましたが、中東では日本はどう見られているのでしょうか。

今井さんは、自衛隊の派遣で「ジャパニーズアーミー、なぜ?」と言われたそうです。それでも当時、中東では、広島、長崎の原爆の被害に遭って大変な思いをしてきたのに、日本は報復するという道を選ば

ずに、経済発展という道を選んで、軍事力を持たず戦争もしないで発展したことに対して、非常に信頼が厚かった。しかし、それから10年、平和的な方法でイラクを再建するというイラク人の希望は絶たれ、私たちも国際社会としてイラクが平和な国になるように助けなかった、無関心だった、そんななかで今のISが出来、泥沼の紛争になってしまいました。

—— 2004年にニューヨーク大学客員研究員として留学されていますが、どんなきっかけで行かれたんですか。

日弁連の留学制度に応募しました。私は国際的な人権問題を本格的に勉強したいと思っていたのと、当時日弁連で裁判員制度の導入に関わっていたので、裁判員制度が実現するタイミングで、アメリカの陪審員制度と日本の裁判員制度の違いをまとめて研究したいと思い、日弁連と提携関係にあるニューヨーク大学ロースクールに留学しました。

—— ニューヨーク大学ではいろんな国の方と交流があったのでは？

当時、ニューヨーク大学ロースクールには、途上国の人権活動家や人権弁護士を学費免除で受け入れて、普通の法律の勉強の他に、ソーシャルチェンジをどうもたらすかについてそれぞれの経験やアメリカの知見に学んだり、ネットワーキングをするプログラムがありました。日本より困難な人権状況なのに、自分の国を変えようとがんばっている途上国の人権弁護士たちから学ぶ機会が多かったですね。

—— そこで交流した各国の弁護士たちは、日本のことをどう見ていたんでしょう。

私が仲良くしていたガーナ出身の女性弁護士は、女性の権利に取り組んでいて、ガーナでDV防止法

を作ろうと努力したのに実現せずにニューヨークに留学に来た方でした。彼女に「私たちに何かできることはある？」と聞くと、「あなたたちの国は一度もアフリカを侵略したり植民地にしたことがない。平和なアジアの国。軍事力で私たちを威嚇したことはないし、静かに経済援助をしてくれている」と。「そんな日本が、そしてあなたのような市民、弁護士が、私たちの人権のために声を上げてくれれば、私たちを助けることができる。もっと声を上げてほしい」と言われました。彼女は、憲法9条を知っているわけではありましたが、彼女の「平和なアジアの国」という言葉に心が動きました。私が「日本から平和的な貢献ができる余地がある」と知ったきっかけの1つでした。

—— 2006年に帰国後日本で国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」を設立して、事務局長に就任されましたが、NGOとして活動する中で、日本が世界からどう見られているかについて感じることはありますか。

日本はこれまで憲法9条の下で、非常に地味ではありますが、平和外交を地道に展開してきて、それなりに評価されています。例えば、最近あるアジアの国で、与野党の対立が激化し、血の弾圧がおきそうな事態になった時、日本政府が仲介に乗り出して収めたという話をNGOから聞きました。

—— 各国の人権問題を扱うNGOとしての活動にとって、日本が憲法9条の下で戦争しないできたことは、どのような影響がありますか。

北東アジア地域では、国どうしの政治的な緊張関係もあって難しいですが、東南アジア、南アジアでは私たちの活動は歓迎されています。人権問題は、戦争と本当に密接です。スリランカやミャンマーでは、

内戦がずっと続いて、軍事政権が少数民族などを弾圧して、深刻な人権侵害がずっと続いてきた。こうした問題を解決するアクターとして、戦争をしないできた日本には説得力があります。例えばミャンマーやカンボジアなどの政府は、日本政府の言うことを欧米とは違う重みで受け止めるというところがあります。欧米諸国のように、上から目線で押し付けないという点でも、ある種の信頼を得ています。

また、日本は特にアジア地域に関してODAによる多額の経済支援をしてきたため、大きな影響力を持っています。日本の課題は、その影響力を人権や民主主義を前進させるために効果的に使うことですが、まだそうした意識が薄く、人権問題への発言や取組みも少ないので、現地では私たちのようなNGOの活動に対する期待があるのです。

—— 現在、世界での自衛隊の活動範囲を格段に広げる新安全保障法案が国会で審議されていますが、NGOで活動してきた立場として、この動きについてどう思いますか。

日本が集団的自衛権行使などで一緒に行動する国はアメリカです。9.11 テロ事件以降、世界で最も戦争をしてきたのはアメリカです。戦争は最大の人権侵害を生み出し続けていますが、その張本人であるアメリカと日本が一緒に軍事的な行動をすることは、極めて深刻な人権侵害に日本が加担し、殺戮の当事者になることです。絶対に許されません。

日本は、9条の恒久平和主義に基づき、曲がりなりにも平和外交を貫いてきた。私たちNGOは、「9条ブランド」とよく言っていますが、日本が中立で非軍事の立場にたっているからこそ、日本のNGOも紛争地で円滑に支援活動ができるのです。中立性が失われれば、NGOによる国際協力も難しくなります。一

方では人道支援を続けると言いながら、他方で外から、空の上から空爆をする、そういう欺まんな態度では絶対信頼されません。

—— 平和実現のためには、どのような取組みが必要だと思いますか。

9.11 テロ事件からこの15年、アフガン戦争でもイラク戦争でも「武力によって平和をもたらす」と言われましたが、結局武力によって平和をもたらすことはできなかった。報復の連鎖が果てしなく続き、今やISが出てくるという最悪の事態になっています。この15年の教訓は、「武力によって平和をもたらすということはできない」ということです。どんなに長くかかっても、人と人の間に信頼を育んでいく地道な活動なくして、平和をもたらすことは絶対にできません。

この点、憲法9条は、すごくポテンシャルを持っています。例えば、世界でも、紛争で対立する国の架け橋になって和平を実現する役割を、日本は果たし得るはずです。ノルウェーなどは、よく「オスロ合意」という言葉を聞くように、紛争解決の調停役・仲裁役を買って出て紛争解決の役割を積極的に果たそうとしています。地球儀全体を見たときに、日本にもそういうかたちで平和をつくる役割を果たすポテンシャルが十分あるのに、それを捨てて、アメリカと一緒に軍事行動も辞さない国の方に回ってしまうのは、本当に大きな損失です。世界に平和を作り出す資源を失って、戦争や人権侵害や殺戮に加担する勢力が増えるということですから。争いの絶えない今、9条には平和を創り出す価値がある、それをみすみす捨ててはいけないと思います。

6

関東弁護士会連合会における憲法問題への取り組み

関東弁護士会連合会副理事長・会員 石原 修 (39 期)

【一斉行動一覧】

日程	時間	開催会	行事の名称等	場所
7/9 (木)	12:00 ～12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR松戸駅北口
	17:00 ～18:00	横浜	憲法 セタパレード	横浜公園～ 伊勢佐木モール
7/10 (金)	[集会] 16:00 ～17:00 [街宣] 17:30 ～18:30	東京 第一東京 第二東京	～WOMEN LOVE PEACE～ 集団的自衛権にNO! 女性弁護士 101人大集合! 女性弁護士 による安保法制に反対する集会 と街頭宣伝	[集会] 弁護士会館5階 502会議室 [街宣] 有楽町交通会館前
7/11 (土)	11:30 ～13:00	栃木県	集団的自衛権の行使容認に反対 する署名活動	東武宇都宮デパート 正面前
	12:00 ～13:00	群馬	安全保障法制に反対する街頭 宣伝・署名活動	高崎駅前
7/13 (月)	7:30 ～8:30	茨城県	安全保障法制改定法案の制定 に反対する街頭宣伝活動	水戸駅、土浦駅
7/15 (水)	7:30 ～8:30	山梨県	「動こう 今こそ」県内一斉街頭 街宣活動	甲府駅、韮崎駅、 大月駅、上野原駅前
7/16 (木)	12:00 ～13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口
7/18 (土)	18:00 ～20:30	長野県	憲法シンポジウム「平和憲法の 初心—世代を超えて引き継ぐ—」	長野市生涯学習 センター(TOiGO) 大学習室
7/21 (火)	12:00 ～12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	千葉市中央公園角
	17:30 ～18:30	第二東京	集団的自衛権行使を容認する 立法に反対する街頭宣伝行動	有楽町駅前
7/22 (水)	12:30 ～13:30	横浜	街頭宣伝行動	JR桜木町駅前
7/25 (土)	13:30 ～16:30	茨城県	憲法講演会「憲法から見た「切れ 目なき安保法制法案」の問題点」	茨城県立青少年 会館 研修室
7/27 (月)	12:00 ～12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR松戸駅北口
7/29 (水)	12:00 ～13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口
7/30 (木)	17:00 ～18:00	埼玉	「集団的自衛権行使に反対する」 パレード及び音楽イベント	浦和駅東口前
7/31 (金)	12:00 ～13:00	埼玉	安保法制反対パレード in 熊谷	熊谷市役所周辺
	17:30 ～18:30	群馬	安全保障法制に反対する街頭 宣伝・署名活動	高崎駅前
8/1 (土)	18:30 ～20:30	新潟県	安保法制に反対する緊急市民 集会～安保法案にダメ出し食ら わす!～	新潟ユニゾンプラザ 多目的ホール
8/4 (火)	12:00 ～12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR松戸駅北口
	18:00 ～20:00	第二東京	安倍総理の訪米と日米関係の 現在—米国プリンストンから見た 日米関係—冷泉彰彦氏をお迎え して～	弁護士会館10階 1003会議室
8/6 (木)	12:00 ～12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	千葉市中央公園角
	12:00 ～13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口

関東弁護士会連合会（関弁連）は、東京高裁管内の13の弁護士会（東京三会、横浜、埼玉、千葉県、茨城県、栃木県、群馬、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）が連合した組織です。

昨年7月1日の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対して、関弁連は関弁連管内において国民に広くこの問題を理解してもらうことを目的として、関弁連ののぼりや腕章を作り、「管内弁護士会一斉行動」を昨年8月に初めて実施し、昨年9月の定期弁護士大会において反対決議を採択しました。

今年度は、関弁連の重点課題と施策として、「集団的自衛権の行使容認反対等、憲法問題への取り組み」を掲げ、一斉行動の期間を1か月に延ばし、7月9日から8月8日まで街頭宣伝行動や憲法集会等の活動を行うこととし、一会10万円までの費用援助を行い、一覧のとおり実施しました。正副理事長や関弁連事務局も可能な限り参加し、各地の市民の方々の思いを実感することができました。9月18日の定期弁護士大会でも、反対決議を議題としています。

また、一斉行動期間中の7月16日に、衆議院本会議において安保関連法案が強行採決により可決されたことを受け、関弁連理事長及び管内13弁護士会会長の連名により、同日付で「安全保障関連法案に反対し、衆議院本会議における強行採決に抗議する声明」を公表しました。本声明の公表に当たり、翌日には司法記者クラブにおいて、関弁連正副理事長及び管内弁護士会会長等による記者会見を行いました。

関弁連には、憲法問題に関する連絡協議会があり、憲法問題に関する調査・研究、連絡協議や、上記集会等の共催依頼、費用援助申請についての審議を行うとともに、憲法問題に関する勉強会を適宜開催しており、今年度は、内田雅敏委員（東京）を講師として、戦後70年の様々な内閣総理大臣公式見解等についての勉強会を行いました。

7 「安全保障関連法案」の憲法上の各問題点

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37 期)

いわゆる『安全保障関連法案』は、全国の9割以上の憲法学者・研究者から「憲法違反」と指摘されているが、7月16日に衆議院で与党により強行採決され、参議院でも9月18日深夜に強行採決されてしまった。戦後70年の年に、日本国憲法は未曾有の危機を迎えている。しかし、この法案は、10個の法律の一部改定と1個の新法案（国際平和支援法）が複雑に関連しており、何がどのように変わり、どの点が憲法違反なのかについて分かりにくいという声も多い。そこで、各法案の憲法上の疑義について、限られたスペースで要点だけを簡潔に説明する（日弁連意見書及び説明資料等及び私見に基づく）。

1 集団的自衛権・存立危機事態法制 （武力攻撃事態対処法、自衛隊法等の改正）

● 法案の概略

従前の『武力攻撃事態対処法』では、「我が国に対する外部からの直接の武力攻撃が現に発生した事態や明白な危険が切迫している事態等（武力攻撃事態）」の対処措置として、「自衛隊による武力攻撃排除のための武力の行使、部隊の展開その他の行動」と「米軍の日米安全保障条約に従った武力攻撃排除行動のための物品・施設・役務の提供等の措置」等ができるとされていた（個別的自衛権）。

これに対し、『事態対処法』（『武力攻撃事態対処法』からの改正）では、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃（存立危機武力攻撃）が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（存立危機事態）の場合にも、攻撃の排除のための自衛隊の武力の行使、部隊の展開その他の行動ができるとし（集団的自衛権）、更に米軍のみならず「外国の軍隊の存立危機武力攻撃排除行動のための物品・施設・役務の提供等の措置」までできるとしている。また、これに合わせて自衛隊法の一部も改正。

● 憲法上の疑義

- 「集団的自衛権の行使」は、従前の内閣法制局及び政府の見解では「我が国への武力攻撃やその明白な危険性等情况がある場合（武力攻撃事態）でなければ、自衛隊の武力行使は憲法9条に違反してできない」と憲法解釈されており、そうであれば今回法案の「存立危機事態」の場合の自衛隊の武力行使は、憲法9条違反。集団的自衛権の行使を認めたいのであれば、憲法9条改正手続で国民の意思を問うべきで、改正手続を経ることなく政府の憲法解釈の変更と法改正で行おうとするのは、立憲主義と国民主権に反する。
- 「存立危機事態」を厳格な要件であると言うが、「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」の具体的判断基準は不明確で、政府答弁によれば「あらかじめ具体的、詳細に示すことは困難」「政府の総合的判断による」とされる。しかし、それでは時の政府の恣意的判断になりかねず、何ら厳格な要件とならない。
- 政府は法案の必要性として「我が国を取り巻く安全保障環境の根本的变化」（中国による尖閣諸島問題や北朝鮮のミサイル問題等を指すと思われる）を主張するが、その実際の状況が、果たして

これまで違憲とされてきた集団的自衛権を必要とするほどの立法事実があるのかも疑問。

- 政府は「集団的自衛権の是認で日米同盟が強化され、我が国への攻撃の抑止力が高まる」と言うが、対立関係にある国もこれに対抗して軍拡を進めることは必然で、際限のない軍拡競争となり、いつか暴発する事態を招きかねない。そのような緊張関係の中での一時的な安全は、憲法の「恒久平和主義」とは相容れない。

2 重要影響事態法制

(周辺事態法, 周辺事態船舶検査活動法の改正)

● 法案の概略

従前の『周辺事態法』では、「…我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）」に対応して、「日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする」とされ、「後方地域（我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われる可能性がないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲）」において、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている合衆国軍隊に対する物品・役務の提供等の支援措置等」を実施するとされ、ただし「物品・役務の提供には武器・弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は含まない。」とされていた。

これに対し、『重要影響事態対処法』（『周辺事態対処法』からの改正）では、

- 従前の法の「我が国周辺の地域における」という文言を削除し、地理的限定を外して世界中で後方支援等ができるようになる。

- 「合衆国軍隊等」「重要影響事態に対処する外国との連携を強化」という文言が入り、米軍以外の外国軍隊との連携も可能とされる。
- 後方支援活動のできる地域を、「現に戦闘行為（国際的な武力行為の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為）が行われている現場以外とし、戦闘行為が現に行われていない時であれば戦闘地域での後方支援活動も可能とされる。」
- 「物品・役務の提供」として、武器は禁止のままだが、従来禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は可能とされる。

● 憲法上の疑義

- 我が国周辺の地域での事態でないのに、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）とは一体どのような場合なのか不明確であるが、政府はこれも「政府の総合的判断による」としており、それでは時の政府の恣意的判断で世界中の武力紛争に後方支援という形で際限なく関与することになりかねない。
- 戦闘地域でも現に戦闘行為が行われていなければ後方支援活動ができ、しかも武器の提供はできないが「弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備」は可能となれば、その後方支援活動は紛争相手国からすれば戦闘行為と一体であり戦争行為と見做され、攻撃の対象とされる。そのような他国の武力行使と一体化するような戦闘支援行為は、明らかに国際紛争を解決する手段としての武力の行使にあたり、憲法9条に反する。

- 政府答弁によれば、「政策としては行わないが、法理上は『弾薬の提供』の弾薬にはミサイルや核弾頭まで含まれる（そのような拡大解釈自体が疑問であるが）」とされるが、我が国に法理上ミサイルや核弾頭の提供行為まで認めるような法律が、憲法9条の下で許されるとは到底思われない。

3 国際平和支援法 (新法、自衛隊海外派遣恒久法)

● 法案の概略

従前は米軍の支援等のために自衛隊を海外に派遣する際にはその度に特別法（イラク特措法等）を制定していたが、これを政府判断でいつでも派遣できるようにする一般法。「国際平和共同対処事態」（国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行う、とされる。

- 「諸外国の軍隊等」とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会または安全保障理事会で、「①当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議」もしくは「②当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議」が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織を言う。
- 「協力支援活動」とは、我が国による「諸外国

の軍隊等」に対する「物品及び役務の提供」のことを言い、武器の提供は禁止であるが、テロ対策特措法では禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は可能とされる。

- 協力支援活動のできる地域は、「現に戦闘行為（国際的な武力行為の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為）が行われている現場」以外とし、戦闘行為が現に行われていない時であれば戦闘地域での協力支援活動も可能とされる。
- その国の同意があれば、その外国の領域内においても対応措置が可能とされる。

● 憲法上の疑義

- 重要影響事態対処法の場合とほぼ同じであるが、我が国の平和及び安全と直接関わりがないのに、世界中の国際紛争において諸外国の軍隊に対して「弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備」等の協力支援活動が可能とすることは、事実上は外国の武力行使と一体化とならざるを得ず、国連の決議等があったとしても（「当該事態に関連して…取組を求める決議」というのも不明確）、憲法9条がある限りできない。

4 国連平和協力法 (国連平和維持活動協力法の大幅改正)

● 法案の概略

従前の法は国連が統括する国連平和維持（PKO）活動への協力を中心にしたものであったが、この中へ、国連が統括しない国際連携平和安全活動も国際平和協力業務に加え、また従来は武力行使につながる危

険な行為として除外されていた活動も追加し、武器使用の権限も拡大している。

- 従前は認められていなかった「安全確保業務」（防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護）及び「駆け付け警護」（自衛隊の部隊等が、PKO活動等に従事する者やその支援者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じるか、そのおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護）の活動を追加。
- 国連の統括下のない有志連合的組織のもとでも、PKO活動と同様の活動（停戦・武装解除監視や武器の搬入・搬出の検査・確認、さらには上記の安全確保業務や駆け付け警護）を可能としている。
- 上記の「安全確保業務」や「駆け付け警護」についても、妨害排除や活動関係者の防護等、任務遂行のための武器使用権限を認める。

●憲法上の疑義

- 「安全確保業務」や「駆け付け警護」といった危険な業務まで自衛隊に認め、その任務遂行のための武器使用を認めた場合、相手方の妨害を排除し凌駕するだけの強力な武器使用が必要となり、その応酬から憲法9条の禁止する交戦、武力の行使に至る危険性が大で、自己保存の場合以外で任務のための武器使用を認める活動を行うこと自体が、憲法9条に反する。

5 その他

安全保障関連法案は、他にも「武力攻撃に至らない侵害への対処」のための自衛隊法の一部改正等や、米軍行動関連措置法（新・米軍等行動関連措置法）、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法等の一部改正があるが、全てに触れることはできない。関連資料でお調べいただきたい。

特集後記

「平和」とは何か、「安全保障」とは何か、そして「憲法」とは何かが問われた、戦後70年目の夏であった。「戦争」という行為の愚かさ・悲惨さ・恐ろしさ、そして「平和」の尊さは、その加害者であり被害者でもある我が国が、世代を超えて永遠に伝えていかなければならない。8月7日の東弁の様々な特別企画も、まさにそのためにあった。

しかし、「平和」への考え方は一様ではない。「より強固な武力による抑止力こそが現実的な平和の方策」という意見もある。でも、それは本当に「現実的」なのだろうか。権力者たちの独善的暴走の激突こそが、人類が経験してきた戦争の歴史ではなかったか。

最後に、伊藤真会員が講演でよく引用されるナチスの

ヘルマン・ゲーリングの言葉を、伊藤会員の了承のもとご紹介したい。

『もちろん、人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰って来るぐらいしかないので、戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。それはどの国でも同じです。ですが、政策を決めるのはその国の指導者です。それに人々を従わせるのは、どんな政治体制であろうと常に簡単なことです。…国民に向かって、我々は攻撃されかかっているのだと煽り、平和主義者に対しては、愛国心が欠けているし、国を危険に曝していると非難すれば良いのです。この方法は、どんな国でもうまくいきますよ。』

私たちは、それほど愚かであろうか。 (伊井)